

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 個室の差額ベッド代

Q : 私は、胃かいようのため入院し手術を受けました。手術後の経過は良かったのですが、私の希望で相部屋から個室に替わりました。

ところで、この場合の個室のいわゆる差額ベッド代も医療費控除の対象になりますか。

A : 医療費控除の対象にはなりません。

【解説】

医療費控除の対象となる医療費には、部屋代、食事代のようないわゆる入院費用も含まれることになっています。医師による診療、治療に直接必要な費用であるためです。

しかし、診療、治療の対価について「一般的に支出される水準を著しく超えない」という制約があるとともに、入院費にも「通常必要なもの」という前提が置かれています。

いわゆる差額ベッド代については、重病患者のように個室に入ることが治療上必要であるときは医療費控除の対象になりますが、病状に関係なく患者の都合で入った個室の差額ベッド代は、通常必要なものとは認められず、医療費控除の対象にはなりません。

ご質問の場合、あなたは手術後の経過も良好であり、ご自身の意思による部屋替えであって医師の指示によるものではありませんから、差額ベッド代は通常必要な費用とは認められず、医療費控除の対象となる医療費には含まれません。

